平成２８年（フ）第２８０号
相模原市中央区並木２丁目３番25号
債務者　木村美代子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　惟大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８１号
相模原市中央区千代田３丁目９番14号
債務者　木村　弘文
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　惟大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２８２号
相模原市中央区並木２丁目３番25号
債務者　阿部あけみ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　惟大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１７９号
山梨県甲斐市富竹新田413番地３　小野住宅
債務者　窪澤　正仁
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
山梨県甲斐市富竹新田413番地３　小野住宅
債務者　窪澤富士子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
北海道苫小牧市桜木町１丁目22番６号クレストパレス202号
債務者　伊藤　直美（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７７号
青森県八戸市内丸１丁目２番17号　豊山マンション304号室
債務者　久保田敏彦
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
青森県八戸市湊高台５丁目12番３号　ライフピア高台Ｂ号、前住所青森県八戸市大字糠塚字鶉久保５番地15　山田住宅
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
長野県上田市築地158番地11
債務者　河本こと　河　　勇二
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２７９号
神戸市北区北五葉２丁目19番８号
債務者　大川こと　松岡　　潤
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６５号
神戸市須磨区白川字不計５番地の１　グリーンハイツ白川107号、従前の住所兵庫県明石市大久保町西島772番地の１　イッツ明石601号
債務者　**菅**澤　勝美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６６号
神戸市中央区中山手通３丁目13番２号　スガサワマンション302
債務者　**菅**澤　いと
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９０号
神戸市兵庫区矢部町10番702号
債務者　大本　秀子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９５号
神戸市垂水区塩屋北町１丁目18番16号
債務者　川﨑　正資
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７１号
広島市西区東観音町２番15号　ロッコーマンション東観音709号室、住民票上の住所広島市西区庚午中１丁目21番10号
債務者　藤川　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町３番地17
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１２５号
滋賀県彦根市正法寺町14番地14
債務者　西畠　　徹
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大津地方裁判所彦根支部